

認知症の早期発見・早期診断を推進するための普及啓発事業業務委託仕様書

1 目的

認知症への対応を適切に行うためには、早期に鑑別診断を行い、確定診断に基づいた適切な医療・介護の方針を決定することが重要である。このことから、認知症に関する正しい知識の普及啓発及び相談窓口等の周知を図ることで、認知症の早期発見・早期診断につなげることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

3 業務委託概要

(1) 普及啓発資料の制作

認知症の早期発見・早期診断を推進するため、認知症に関する正しい知識・理解の普及及び医療、介護、その他関係団体等の相談窓口を周知する啓発資料を作成する。

なお、各資料の作成に当たっては、県の意向を確認しながらデザイン案を提示し、県との協議の上決定する。

- ①ポスター : 認知症の早期発見・早期診断の重要性について啓発するもの。
- ②リーフレット : 認知症及び軽度認知障害（MC I）の知識、気づきのチェックリスト、相談窓口一覧等を掲載するもの。
- ③案内カード : 若年性認知症に特化した支援情報及び相談窓口をコンパクトにまとめたもの。

(2) 普及啓発資料の印刷

県による最終校了後、速やかに以下の規格で印刷を行う。

- ①ポスター : B 1 サイズ、片面カラー、140 部程度
- ②リーフレット : A 4 サイズ（巻三つ折り加工）、両面カラー、3,770 部程度
- ③案内カード : 名刺サイズ、両面カラー、3,520 部程度

(3) 電子データの納品

(2) で作成した各資料の編集可能な電子データ（PowerPoint、Word、Excel 等）を以下メールアドレス宛てに提出する。

(4) 普及啓発資料の発送

県が提供する送付先リスト（認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、市町村等）に基づき、各資料を適切に梱包し発送する。

4 成果品の納入

- (1) 発送完了報告書：3 (4) の発送業務が完了したことを証する書類。
- (2) 電子データ：3 (3) で規定するもの。
- (3) 残部納入：3 (4) の発送後、残った全ての資料を以下の場所に納入する。

【納入先】〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室

5 経費

本業務に関する経費については、全ての業務について受託者の負担とする。

6 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務内容の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書の内容を変更することができる。
- (4) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。